

和歌山県警察の巡査長に関する訓令

(最終改正：平成31年2月8日 和歌山県警察本部訓令第1号)

(概要)

この訓令は、巡査長に関する規則（昭和42年国家公安委員会規則第3号）等に基づき、和歌山県警察の巡査長の設置等について必要な事項を定めたものです。

その内容は、

- 巡査長の設置に関すること。
- 巡査長の行う職務に関すること。
- 巡査長に充てる巡査に関すること。

等です。